

平成 21 年 9 月 25 日
入札監理小委員会

入札監理小委員会における審議の結果報告

国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務

国土交通省の「国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務」については、平成 22 年 4 月から原則 3 年以上の複数年契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針(別表)に定められている。

これに基づき、国土交通省から提出された実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 緊急災害現地対策本部設定時の利用転換業務について(実施要項 P.5)

【論点】

「緊急時現地災害対策本部設定時の利用転換業務」について、どのような業務なのか、民間事業者にわかりやすいように記載するべきではないか。

【対応】

業務名を「発災時利用者避難誘導業務」に変更すると共に、業務内容については「国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、民間事業者は入園者を園外の一時的な避難場所に避難誘導するとともに、国の活動が円滑に実施されるように、備品及び展示装置等の移動を行う。」と明記することとした。

2. 質の設定「利用者満足度」について(実施要項 P.6、仕様書 P.52)

【論点】

体験学習施設そのものに対する満足度を要求水準にすることは、委託業務の範囲から逸脱しており不適切ではないか。

【対応】

体験学習施設そのものに対する満足度ではなく、施設内での受付・案内等のサービス面の満足度を要求水準にすることとした。

3. 質の設定「行催事の目的・テーマ」について(実施要項 P.6)

【論点】

行催事の目的・テーマを分類して、参加人数と実施回数を要求水準としているが、目的・テーマの分類が明確でないため見直しが必要ではないか。

また、行催事の参加人数と実施回数のみを要求水準としているが、同時に行催事の質を確保することが重要ではないか。

【対応】

行催事の目的・テーマの分類を見直し区分を明確にした。また行催事の質を確保するために、行催事の満足度及び行催事の学習効果について、利用者によるアンケート調査を実施し、それぞれ満足度30%以上及び不満足度5%以下を設定することとした。

4. 質が達成できない場合の委託費の減額措置について(実施要項 P.10)

【論点】

設定したサービスの質が達成できない場合は、委託費を減額するのか否か明記してはどうか。また、質の設定が達成できない場合は、民間事業者が原因を分析して書類を提出させることとしてはどうか。

【対応】

滝野すずらん公園と同様に、民間事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、質が未達成の場合には委託費の減額は行わないこととした。ただし、民間事業者の責に拠り、質が未達成の場合には、適切に業務を行うよう改善指示を行うこととし、民間事業者が要因分析を行った上、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り委託費の請求はできないものとした。

5. パブリックコメントを受けた主な修正点(実施要項 P.14)

【論点】

滝野すずらん公園と同様に、入札参加要件を全省庁統一資格「役務の提供等」において、A、BまたはCの等級に格付けされているものとしていたが、造園事業者や非特定営利活動法人の多くがDランクとなることから、これらの事業者等についても入札に参加できるような仕組みとするよう参加要件の緩和を求める意見が出されたため、等級の制限を撤廃し、Dランクの事業者等でも入札に参加可能とした。

以上